

リハビリテーション従事者の名簿

[記載上の注意]

¹ 当該医療機関において行われるリハビリテーションに従事する従事者を全て記載すること。なお、回復期リハビリテーション病棟に専従する者、訪問リハビリテーションに専従する者も記載すること。また、介護保険の通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに専従する者は含まないが、医療保険のリハビリテーションを提供する可能性のある者は介護保険のリハビリテーションの従事者であっても記載すること。

2 職種の欄におけるその他とは、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)、(Ⅲ)、運動器リハビリテーション料(Ⅱ)、(Ⅲ)に規定される適切な研修を修了した準看護師等のことをいう。

③ 専従者、専任者については、当該従事者が担当するリハビリテーション区分の全てについて、専従であれば④、専任であれば⑤を記載すること。

各リハビリテーションに規定される、経験を有する者について、「経験」欄に経験を有する者は修修を修了したリハビリテーション名を記載する。地域包括ケア病棟には地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟、地域包括ケア入院管理料を算定する病室を含む、病棟が含まれる。

5 地域包括ケア病棟には地域包括ケア病棟入院科を算定する病棟、地域包括ケア入院医療管理科を算定する病室を含む病棟が含まれる